証券コード　８０９３
平成28年６月２日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目２番１号
極 東 貿 易 株 式 会 社
代表取締役社長　三　戸　純　一

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月20日（月曜日）営業時間終了の時（午後５時40分）までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月21日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第96期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第96期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載しておりますのでご覧ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当年度後半から緩やかな回復マインドであった基調が、円高や株価の下落とともに消費の伸び悩みが顕在化し、マイナス金利を導入した金融政策の影響などが見えぬまま予断を許さない状況となってまいりました。また、世界経済においても、米国が雇用情勢の改善など堅調な景気回復を継続する一方で、原油価格の低迷と中国など一部の新興国での経済減速感が強まることに加え、地政学的リスクも依然として大きな懸念材料であり、先行きはますます不透明な状況になってまいりました。

このような環境の下、当グループは「KBK 2013」に基づく成長戦略を着実に推し進め、エトー株式会社をグループの一員に加えたほか、メキシコ現地法人やモスクワ駐在員事務所の新設など海外拠点の拡充も図ってまいりました。また、探査船向けの機器納入等の大口案件に恵まれた資源開発機器事業と火力発電所向け計装システム事業が牽引したことに併せ、当連結会計年度からエトー株式会社の機械部品関連事業の業績が底上げしたことで、当グループの売上高は前連結会計年度に比べ172億28百万円増加し、662億37百万円となりました。

当グループは平成28年４月25日に同年度を初年度する新たな中期経営計画「KBK 2016」を発表いたしました。当グループは当該計画において策定した重点戦略に基づき、一層充実した事業基盤と拡充したグローバルネットワークを活用し、着実なる計画達成に向けて新たなスタートを切りました。

部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

基幹産業関連部門

検査装置関連事業は大口案件が翌期に納入が遅延することなどにより伸び悩みましたものの、資源開発機器事業において、探査船向けの大口案件に恵まれたことに加え、重電設備事業においても売上が高水準に推移いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ38億35百万円増加の228億65百万円となりました。

電子・制御システム関連部門

火力発電所向け計装システム事業において、前連結会計年度から延期されていた定期点検が実施され既設更新需要にも恵まれました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ13億30百万円増加の124億79百万円となりました。

産業素材関連部門

樹脂・塗料関連事業は米国での事業は堅調に推移したものの、中国向けの事業は同国経済減速の影響を受けて伸び悩んだことに加え、輸入商材が主たる食品関連事業は円安の影響を受けて収益性が悪化いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ2億14百万円減少の176億50百万円となりました。

機械部品関連部門

本部門は、エトー株式会社を連結子会社化したことを受け、当連結会計年度より新設したセグメントであります。当該セグメントは、エトー株式会社のねじ関連事業と産業素材部門から移行したばね関連事業からなり、売上高は前連結会計年度に比べ122億77百万円増加の132億41百万円となりました。

セグメント情報

(単位：百万円)

区分	平成27年度 当連結会計年度		平成26年度 前連結会計年度		増減(△印減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
		%		%		%
基幹産業関連	22,865	34.6	19,030	38.8	3,835	20.2
電子・制御システム関連	12,479	18.8	11,149	22.7	1,330	11.9
産業素材関連	17,650	26.6	17,865	36.5	△214	△1.2
機械部品関連	13,241	20.0	964	2.0	12,277	1,273.5
合計	66,237	100.0	49,009	100.0	17,228	35.2

(注)当連結会計年度より、従来の「基幹産業関連」「電子・制御システム関連」「産業素材関連」に新たに「機械部品関連」を加えた４セグメントに変更しています。この事業セグメント変更に伴い、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

損益の状況

損益面におきましては、探査船向けの機器納入等の大口案件に恵まれた資源開発機器事業と火力発電所向け計装システム事業が牽引したことに併せ、当連結会計年度からヱトー株式会社の機械部品関連事業の業績が底上げしたことで、一部の輸入商材で円安による収益率の低減傾向が見られたものの、当グループの当連結会計年度の売上総利益につきましては、前連結会計年度に比べ30億75百万円増加し、86億32百万円となり、営業利益につきましても前連結会計年度に比べ6億82百万円増加し、12億３百万円となりました。

経常利益につきましては、ヱトー株式会社買収資金を調達するため金融機関へブリッジローン組成手数料が発生したものの、持分法による投資利益は増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ５億80百万円増加し、14億31百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、ヱトー株式会社株式取得にかかる負ののれん発生益などにより、前連結会計年度に比べ14億37百万円増加し、22億１百万円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、ヱトー株式会社の買収資金として長期借入金14億円及び社債13億円を調達しておりますが、従来の長期借入金８億10百万円の返済を実行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年５月１日に、エトー株式会社の株式の50.8％を取得し、また同社株式の12.9％を保有する有限会社三栄通商の株式の67.3％を取得し、エトー株式会社を連結子会社としました。

その後当社は両社の株式の追加取得を進め、平成27年７月31日までにエトー株式会社の株式の89.95％を取得した後、平成27年９月29日にエトー株式会社が自己株式を取得した結果、エトー株式会社は当社の完全子会社となりました。

なお、エトー株式会社は、平成28年３月30日に同社を存続会社として有限会社三栄通商を吸収合併しています。

⑵　対処すべき課題

当グループは中期経営計画「KBK 2016」において、中長期的な時間軸の中で経済環境の激変にも耐え得る経営基盤を築き、株主価値の持続的な向上を図るための重点戦略を策定し、全てのステークホルダーの皆様に満足いただける企業集団を目指して邁進しております。

当グループは、既存事業の基盤を着実に強化するとともに、新規事業開拓を積極的に推し進めており、当連結会計年度にはその一環として、投資において国内外に幅広いネットワークを持つねじ専門商社であるエトー株式会社を当グループの布陣に加えました。その結果として当グループの事業規模と事業領域は飛躍的に拡大し、新たな中期経営計画「KBK 2016」を当グループの新次元での成長を推進する経営戦略と位置付けて、着実なる計画達成を目指しております。

また、株主の皆様に対する利益還元も経営の重要課題の一つに位置づけており、今後の更なる増配を実現するために、収益力を高めることによる財務体質の強化を徹底してまいります。

経営管理面では、平成27年11月に公表したコーポレートガバナンスコードに沿った形での経営の意思決定と業務遂行の透明性と公正性の高い企業を目指してまいります。

中期経営計画の数値目標の達成のみならず、戦略目標を実現していくことこそが当グループにおける経営戦略上の最重要課題と認識し、当グループ一丸となって鋭意邁進する所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

⑶ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

項　目	平成24年度（第93期）	平成25年度（第94期）	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）（当期）
売上高（百万円）	41,572	47,834	49,009	66,237
経常利益（百万円）	542	1,113	851	1,431
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	206	1,111	763	2,201
１株当たり当期純利益（円）	7.72	41.55	28.56	73.99
純資産（百万円）	11,871	13,702	15,513	20,280
総資産（百万円）	31,864	35,002	37,560	49,007

② 当社の財産及び損益の推移

項　目	平成24年度（第93期）	平成25年度（第94期）	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）（当期）
売上高（百万円）	36,356	38,074	37,092	42,355
経常利益（百万円）	346	877	613	678
当期純利益（百万円）	119	1,091	597	442
１株当たり当期純利益（円）	4.45	40.78	22.35	14.87
純資産（百万円）	10,172	11,758	13,051	13,708
総資産（百万円）	28,632	30,593	31,968	39,807

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する親会社はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
(重要な子会社)			
KBK Inc (米国)	9,400千米ドル	100	貿易業
日本システム工業株式会社	50百万円	100	電子機器の製造及び各種ソフトウェアの開発、販売
極東貿易(上海)有限公司 (中国)	11,123千人民元	100	貿易業
株式会社ゼットアールシー・ジャパン	16百万円	100	重防食塗料の輸入販売
KBKスチールプロダクツ株式会社	150百万円	100	高性能ステンレススチールベルトなどの製造、販売
サンコースプリング株式会社	45百万円	100	定荷重ばね、ステンレス製各種ばね類の製造、販売
ファーレ株式会社	10百万円	100	給電装置の輸入販売
オートマックス株式会社	30百万円	100	各種性能評価試験装置等の製造、販売
エトー株式会社	669百万円	100	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION(MALAYSIA) SDN.BHD.(マレーシア)	1,000千 マレーシアリンギット	100	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION OF TAIWAN Co., LTD. (台湾)	5,000千台湾ドル	100	ねじ鋲螺その他工具の販売
SIAM ETO CO., LTD (タイ)	12,000千タイバーツ	49	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO(HONG KONG) CO., LTD. (香港)	2,000千香港ドル	100	ねじ鋲螺その他工具の販売

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
（重要な関連会社）			
ABB日本ベーレー株式会社	192百万円	29.4	自動制御装置及び同機器の設計、製造、販売
藤倉化成塗料（天津）有限公司（中国）	8,600千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
藤倉化成（佛山）塗料有限公司（中国）	13,999千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
上海藤倉化成塗料有限公司（中国）	69,000千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
E&H PRECISION(THAILAND)CO.,LTD.（タイ）	76,000千タイバーツ	25.0	ねじ鋲螺その他工具の販売

（注）平成27年５月１日よりエトー株式会社の株式を取得し、連結の範囲に含めております。

③　特定完全子会社に関する事項

会社名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
エトー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目３番５号	10,013百万円	39,807百万円

（注）当社は平成27年５月１日からエトー株式会社の株式の取得を開始し、最終的には平成27年９月29日にエトー株式会社が自己株式を取得した結果、同社は当社の完全子会社となりました。

⑸　**主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

電力、鉄鋼、建設関係の機械設備、航空機関連機器、電子機器及びソフトウェア、資源開発機器、食品機械、食品用副資材、プラスチックその他雑貨類の国内販売業並びに輸出入業（外国間取引を含む）。

⑹ **主要な営業所**（平成28年３月31日現在）

当社国内店：	本店（東京都千代田区）、札幌支店（札幌市中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市北区）、福岡支店（福岡市中央区）
当社海外店：	台北支店（台湾 台北）
ＫＢＫ Ｉｎｃ：	本店（米国 ニューヨーク）、ミシガン駐在員（米国 ミシガン）
日本システム工業株式会社：	本店（東京都千代田区）、田町営業所（東京都港区）
KBKスチールプロダクツ株式会社：	本店（平塚市）
極東貿易(上海)有限公司：	本店（中国 上海）、北京事務所（中国 北京）、広州事務所（中国 広州）
株式会社ゼットアールシー・ジャパン：	本店（東京都千代田区）
サンコースプリング株式会社：	本店（横浜市港北区）
ファーレ株式会社：	本店（大阪市北区）
オートマックス株式会社：	本店（東京都板橋区）
エトー株式会社：	本店（横浜市西区）
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.：	本店（マレーシア セランゴール）
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.：	本店（台湾 台北）
SIAM ETO CO., LTD. ：	本店（タイ バンコク）
ETO(HONG KONG) CO., LTD.：	本店（香港）

⑺ **従業員の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	従業員数（名）
基幹産業関連	104 （ 37）
電子・制御システム関連	62 （ 17）
産業素材関連	93 （ 9）
機械部品関連	298 （136）
全社（共通）	42 （ 8）
合計	599 （207）

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名(41名)	２名減	43才６か月	19年１か月

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,300
株式会社三井住友銀行	1,630
株式会社みずほ銀行	670

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　100,000,000株

(2)　発行済株式の総数　32,479,592株

(3)　株主数　4,490名

(4)　大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ＩＨＩ	1,927	5.96
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,002	3.10
株式会社三井住友銀行	987	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	975	3.01
株式会社ニレコ	757	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	720	2.22
極東貿易取引先持株会	714	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	688	2.12
株式会社ＳＢＩ証券	498	1.54
東芝三菱電機産業システム株式会社	484	1.49

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（160,048株）を控除して計算しております。

(5)　その他株式に関する重要な事項

平成27年９月14日を払込期日とする公募増資、及び平成27年９月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は4,580,000株増加しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	廣阪　明	
代表取締役社長	三戸純一	営業統括本部長
常務取締役	吉川忠志	営業統括本部副本部長、海外事業統括グループ 担当、KBK Inc 社長、極東貿易（上海）有限公司 董事長
取締役	齋藤壽士	エトー株式会社 代表取締役社長
取締役	釜　和明	株式会社IHI 代表取締役会長、一般財団法人日本航空機エンジン協会 代表理事、公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長、中央職業能力開発協会 会長、一般社団法人日本航空宇宙工業会 会長、日本精工株式会社 社外取締役、コニカミノルタ株式会社 社外取締役
取締役	松井秀一	執行役員、電子・計装グループ　担当
取締役	岡田義也	執行役員、産業・資源グループ、国内子会社統括グループ　担当
取締役	苫米地信輝	執行役員、管理統括本部長、管理企画グループ　担当
常勤監査役	蓮実輝夫	
常勤監査役	大内　晋	
監査役	藤田耕三	弁護士
監査役	田辺信彦	弁護士、KYCOMホールディングス株式会社 社外監査役

（注）１．取締役釜和明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役藤田耕三氏、監査役田辺信彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．常勤監査役蓮実輝夫氏は、当社において長年、経理・財務・監査業務を担当しており、また常勤監査役大内晋氏は、当社において長年、経理・財務・企画業務を担当しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は取締役釜和明氏、監査役藤田耕三氏、監査役田辺信彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．取締役釜和明氏は、平成27年５月27日をもって日本船舶輸出組合の理事長を退任いたしました。
６．監査役田辺信彦氏は、平成28年１月26日をもって株式会社綜合臨床ホールディングスの社外監査役を退任いたしました。

(2)　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	168百万円 (4)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	51 (10)
合　　計	12	220

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4．当社は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3)　社外役員に関する事項

①　取締役　釜　和明

(ア)　重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社IHIの代理・特約店として同社から電機品等を購入しており、また同社に自動制御装置等を販売しております。当社は公益社団法人財務会計基準機構の法人会員です。当社は一般社団法人日本航空宇宙工業会の賛助会員です。

当社は、一般財団法人日本航空機エンジン協会、日本船舶輸出組合、中央職業能力開発協会、日本精工株式会社及びコニカミノルタ株式会社との間にはいずれも特別な関係はありません。

(イ)　当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は93%であります。

出席した取締役会においては、報告事項や決議事項について、主として会社経営者経験者としての見地・視点より適宜適切な質問・照会をするとともに、必要に応じ経営判断を含めた貴重な意見具申を行っております。

(ウ)　責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

② 監査役　藤田耕三

㈠ 当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は93％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は92％であります。

出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈡ 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 監査役　田辺信彦

㈠ 重要な兼職先と当社との関係

当社は株式会社綜合臨床ホールディングス及びKYCOMホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

㈡ 当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈢ 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5．会計監査人の状況

(1)　名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2)　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

（注）1．当社の重要な子会社のうち、KBK Inc、極東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社の監査役会は、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容、監査日数及び報酬見積等を検討のうえ合理性及び妥当性を総合的に評価した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)　非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、新株式発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、代表取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも１名は弁護士とする（平成21年６月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。

◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。

◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。

◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。

・取締役会は、取締役、監査役または監査役の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。

◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定する。

◇取締役会は、中期事業計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。

◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。

◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。

◇取締役会の検討結果に基づき、担当取締役は、実施すべき具体的な計画・施策等を執行役員に策定・遂行させるとともに、執行役員の遂行状況を監督し、執行役員は、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けた上で、次の通り子会社の業務の適正を確保する。

◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。

◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。

◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。

◇取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社から成る企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

◇取締役会は、当社及び子会社から成る企業集団が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社から成る企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。

◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。

◇監査役及び内部監査部門は、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程に基づき、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・取締役会は、監査役会の求めに応じて監査役直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
・補助使用人は、監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査役会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。
・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査役会の承認を得る。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査役への報告をさせる。
・取締役会は、その他、経営戦略会議、執行役員会等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査役への報告をさせる。
・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
・監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査役及び監査役会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査役の事務を補助させる。
・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

⑵ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

企業倫理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの確保・向上に向けた活動計画を策定し、当社規範の周知徹底、Eラーニング等の各種施策を実施し意識向上を図りました。

損失の危険の管理については、管理部門各部で担当部門について、また定期的に開催する財務報告に関する内部統制委員会等の各種委員会で所管業務について、それぞれリスク判断・対応を行いました。

取締役会は15回開催し、社内の全ての重要事項について適切に意思決定と情報共有を行った他、2013年３月に策定した中期経営計画「KBK 2013」に則り、単年度の業績目標・予算を決定し、海外子会社を含めた当グループ全体に示達しました。また各営業部・子会社が立案した事業計画・予算の遂行状況を点検し、必要に応じて改善を指示するための会議を四半期ごとに開催し、また海外子会社についても、会議の場で事業の状況等の報告を行いました。

内部監査部門は、期初に立案した内部監査計画に基づき、当社内及び子会社等に対して監査を行い、結果を監査役を含む経営陣に報告しました。

監査役会は合計13回開催し、監査役間で意見交換を実施するとともに、関連部門・子会社取締役等からの監査役への報告、監査役・代表取締役・関係部門間での、意見交換を随時実施しました。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**35,226**	**流動負債**	**22,765**
現金及び預金	8,008	支払手形及び買掛金	16,638
受取手形及び売掛金	20,164	１年内償還社債	136
商品及び製品	3,072	短期借入金	3,485
仕掛品	1,079	未払法人税等	192
原材料及び貯蔵品	237	前受金	1,280
前渡金	1,343	賞与引当金	307
繰延税金資産	276	繰延税金負債	18
その他流動資産	1,062	その他流動負債	706
貸倒引当金	△16	**固定負債**	**5,961**
固定資産	**13,781**	社債	1,324
有形固定資産	**2,413**	長期借入金	2,506
建物及び構築物	805	繰延税金負債	470
機械装置及び運搬具	54	長期未払金	117
備品	133	退職給付に係る負債	1,452
土地	1,314	その他固定負債	91
リース資産	82	**負債合計**	**28,727**
その他有形固定資産	22	**純資産の部**	
無形固定資産	**400**	**株主資本**	**19,026**
のれん	133	資本金	5,496
その他無形固定資産	267	資本剰余金	7,424
投資その他の資産	**10,967**	利益剰余金	6,154
投資有価証券	8,497	自己株式	△47
繰延税金資産	152	**その他の包括利益累計額**	**696**
長期貸付金	13	その他有価証券評価差額金	766
その他投資	2,322	繰延ヘッジ損益	△29
貸倒引当金	△19	為替換算調整勘定	209
		退職給付に係る調整累計額	△249
		非支配株主持分	**557**
		純資産合計	**20,280**
資産合計	**49,007**	**負債純資産合計**	**49,007**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**66,237**
売上原価	**57,605**
売上総利益	**8,632**
販売費及び一般管理費	7,428
営業利益	**1,203**
営業外収益	**622**
受取利息	33
受取配当金	149
持分法による投資利益	385
その他営業外収益	53
営業外費用	**394**
支払利息	151
支払手数料	90
株式交付費	15
社債発行費	31
為替差損	85
その他営業外費用	20
経常利益	**1,431**
特別利益	**1,415**
投資有価証券売却益	60
負ののれん発生益	1,355
特別損失	**123**
関係会社出資金評価損	123
税金等調整前当期純利益	**2,723**
法人税、住民税及び事業税	373
法人税等調整額	81
当期純利益	**2,267**
非支配株主に帰属する当期純利益	**66**
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,201**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	5,030	4,630	4,053	△346	13,368
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	466	466			932
剰余金の配当			△100		△100
親会社株主に帰属する当期純利益			2,201		2,201
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	300	300
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,327			2,327
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	466	2,793	2,100	298	5,658
平成28年３月31日　残高	5,496	7,424	6,154	△47	19,026

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　残高	1,643	98	559	△156	2,145	－	15,513
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							932
剰余金の配当							△100
親会社株主に帰属する当期純利益							2,201
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							300
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							2,327
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△877	△128	△349	△93	△1,449	557	△891
連結会計年度中の変動額合計	△877	△128	△349	△93	△1,449	557	4,767
平成28年３月31日　残高	766	△29	209	△249	696	557	20,280

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**18,646**	**流動負債**	**21,196**
現金及び預金	1,689	支払手形	1,748
受取手形	1,842	買掛金	9,792
売掛金	11,377	１年内償還社債	136
商品及び製品	1,423	短期借入金	8,060
前渡金	1,160	未払金	132
前払費用	85	未払法人税等	68
繰延税金資産	141	未払費用	7
その他流動資産	928	前受金	919
貸倒引当金	△1	賞与引当金	174
固定資産	**21,160**	その他流動負債	157
有形固定資産	**467**	**固定負債**	**4,902**
建物	212	社債	1,324
構築物	3	長期借入金	2,440
機械装置	1	繰延税金負債	336
車両運搬具	0	長期未払金	9
備品	53	退職給付引当金	750
土地	145	その他固定負債	41
リース資産	51	**負債合計**	**26,099**
無形固定資産	**151**	**純資産の部**	
借地権	71	**株主資本**	**12,881**
ソフトウエア	63	**資本金**	**5,496**
その他無形固定資産	16	**資本剰余金**	**5,096**
投資その他の資産	**20,541**	資本準備金	5,096
投資有価証券	5,179	**利益剰余金**	**2,336**
関係会社株式	14,109	利益準備金	356
出資金	182	その他利益剰余金	1,980
関係会社出資金	688	建物圧縮記帳積立金	25
長期前払費用	2	別途積立金	242
長期貸付金	38	繰越利益剰余金	1,712
差入保証金	327	**自己株式**	**△47**
その他投資	16	**評価・換算差額等**	**826**
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	855
		繰延ヘッジ損益	△28
		純資産合計	**13,708**
資産合計	**39,807**	**負債純資産合計**	**39,807**

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**42,355**
売上原価	**38,182**
売上総利益	**4,173**
販売費及び一般管理費	3,672
営業利益	**500**
営業外収益	**540**
受取利息	1
有価証券利息	0
受取配当金	512
その他営業外収益	25
営業外費用	**362**
支払利息	172
支払手数料	90
株式交付費	15
社債発行費	31
その他営業外費用	53
経常利益	**678**
特別利益	**56**
投資有価証券売却益	56
特別損失	**212**
関係会社株式評価損	88
関係会社出資金評価損	123
税引前当期純利益	**523**
法人税、住民税及び事業税	114
法人税等調整額	△33
当期純利益	**442**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					建物圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日　残高	5,030	4,630	4,630	356	25	242	1,370	1,994	△346	11,309
事業年度中の変動額										
新株の発行	466	466	466							932
剰余金の配当							△100	△100		△100
建物圧縮記帳積立金の取崩					△0		0	－		－
当期純利益							442	442		442
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分							△0	△0	300	300
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	466	466	466	－	△0	－	342	341	298	1,572
平成28年３月31日　残高	5,496	5,096	5,096	356	25	242	1,712	2,336	△47	12,881

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	1,643	98	1,742	13,051
事業年度中の変動額				
新株の発行				932
剰余金の配当				△100
建物圧縮記帳積立金の取崩				－
当期純利益				442
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				300
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△788	△127	△916	△916
事業年度中の変動額合計	△788	△127	△916	656
平成28年３月31日　残高	855	△28	826	13,708

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 西　野　聡　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 高　﨑　　博　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年９月13日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 西　野　聡　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 高　﨑　　博　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

平成28年５月12日

極東貿易株式会社
代表取締役社長　三戸　純一　殿

極東貿易株式会社　監査役会
常勤監査役　蓮　実　輝　夫　㊞
常勤監査役　大　内　　晋　㊞
社外監査役　藤　田　耕　三　㊞
社外監査役　田　辺　信　彦　㊞

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来に向けた事業展開のため、財務体質と経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めるとともに、収益動向などを総合的に勘案し、業績に相応した配当を実施することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は193,917,264円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月22日といたしたいと存じます。

なお当事業年度の配当金は、前事業年度に比べ１株当たり２円25銭増額となります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役蓮実輝夫、大内晋及び藤田耕三は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	蓮実輝夫（はすみてるお） （昭和27年６月12日生）	昭和50年２月　当社入社 平成15年４月　経理部長 平成16年６月　経理部長　兼　営業管理部長 平成16年７月　監査室長 平成24年４月　参与 平成24年６月　監査役（現）	23,000株
	【監査役候補者とした理由】 入社以来、長年にわたる経理・財務・内部監査等の社内業務を通じて、豊富な経験と高い見識を有しており、監査機能の強化と経営の適正化への貢献が期待されることから、監査役候補者とするものであります。		
2	大内晋（おおうちすすむ） （昭和30年５月１日生）	昭和57年４月　当社入社 平成15年４月　事業企画部長 平成17年６月　理事　事業企画部長 平成24年４月　理事 平成24年６月　監査役（現）	19,000株
	【監査役候補者とした理由】 入社以来、長年にわたる経理・財務・企画等の社内業務を通じて、豊富な経験と高い見識を有しており、監査機能の強化と経営の適正化への貢献が期待されることから、監査役候補者とするものであります。		
3	※ 荒井卓一（あらいたくいち） （昭和22年５月30日生）	昭和49年11月　アーサーヤング会計事務所入所 昭和55年10月　公認会計士登録（現） 昭和60年９月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 平成８年６月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成21年６月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）顧問（平成22年１月退任） 平成22年６月　三井住友海上火災保険株式会社社外監査役（現）	－
	【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、特に会計の視点での監査機能の強化と経営の適正化への貢献が期待されることから、社外監査役候補者とするものであります。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．荒井卓一氏は、社外監査役候補者であります。
４．社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
① 社外監査役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為
荒井卓一氏は、平成22年6月から三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役を務めておりますが、該当事実はありません。
② 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由
荒井卓一氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しておられ、また他社における社外監査役としての経験も有しておられることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
③ 当社は、荒井卓一氏が原案通り選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
５．当社は、荒井卓一氏が原案通り選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

極東貿易株式会社第96回定時株主総会

会　場　ご　案　内

東京証券会館８階ホール
東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
TEL 03（3667）9210

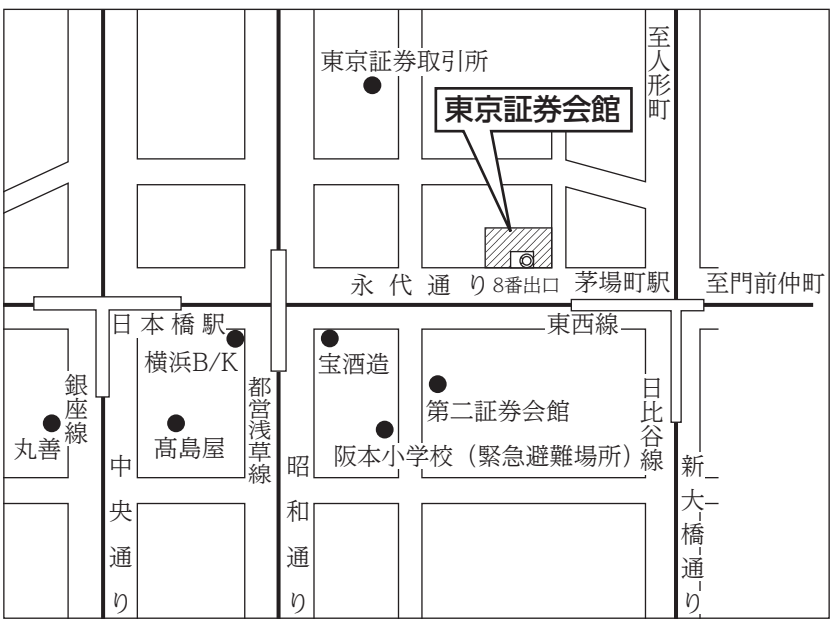

地下鉄　東西・日比谷線茅場町駅
中央改札口　地下道出口８番

お願い: 誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。